

# 研究会検討事項の 政省令への反映方針

平成20年5月16日

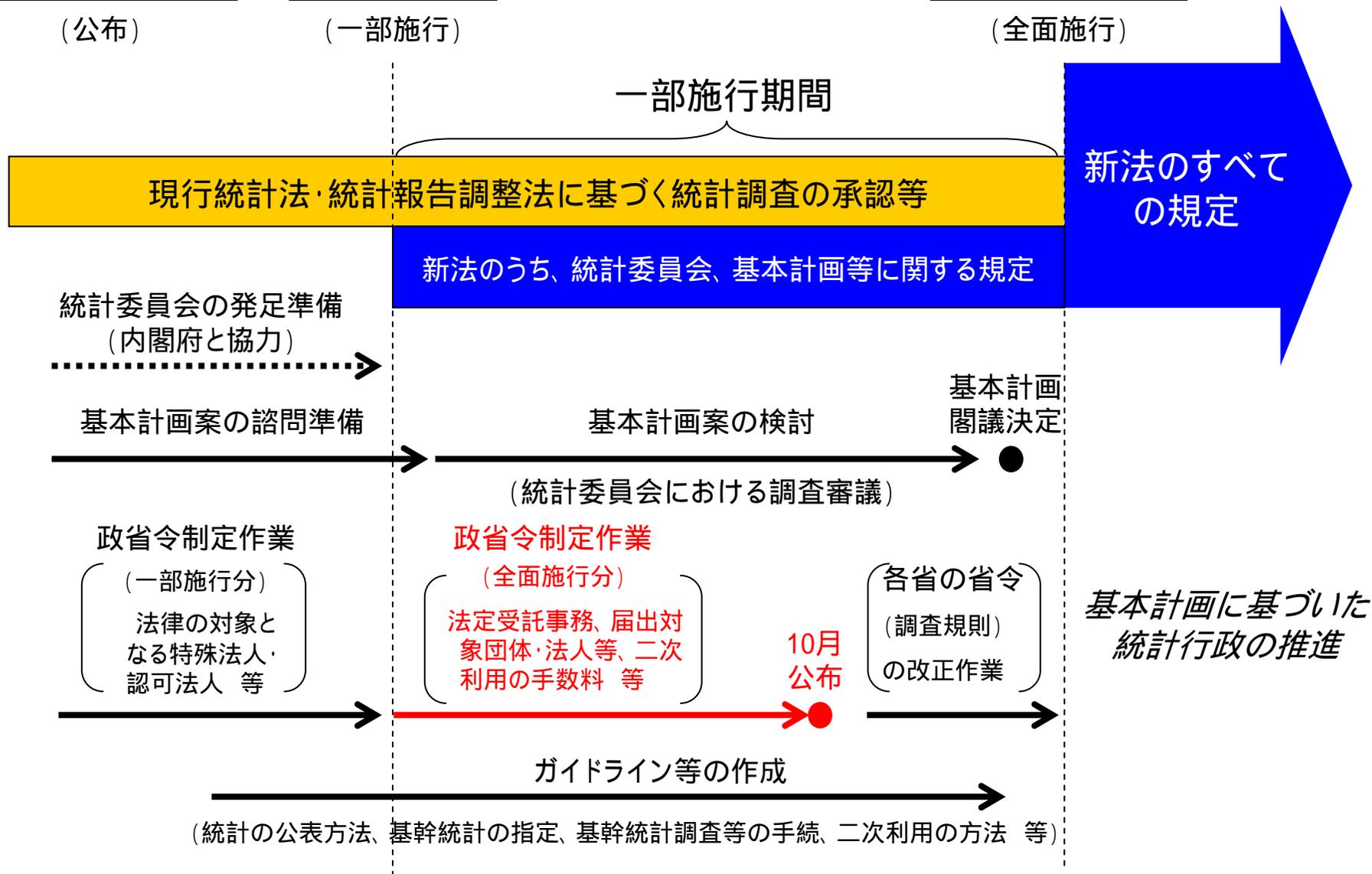
総務省政策統括官室

# 統計法の全面施行までのイメージ

平成19年5月23日  
(公布)

同年10月1日  
(一部施行)

平成21年春目途  
(全面施行)



現行統計法・統計報告調整法に基づく統計調査の承認等

新法のすべての  
の規定

新法のうち、統計委員会、基本計画等に関する規定

統計委員会の発足準備  
(内閣府と協力)

基本計画案の諮問準備

基本計画案の検討

基本計画  
閣議決定

(統計委員会における調査審議)

政省令制定作業

政省令制定作業

(一部施行分)

法律の対象と  
なる特殊法人・  
認可法人等

(全面施行分)

法定受託事務、届出対  
象団体・法人等、二次  
利用の手数料等

10月  
公布

各省の省令

(調査規則)  
の改正作業

基本計画に基づいた  
統計行政の推進

ガイドライン等の作成

(統計の公表方法、基幹統計の指定、基幹統計調査等の手続、二次利用の方法等)

# 法第34条関係

(委託による統計の作成等)

第三十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。

## 【利用を認める目的】

これまでの議論を踏まえ、学術研究の発展に資すると認める場合及び高等教育の発展に資すると認める場合とする方向で更に検討を進める。

## 【利用の手続き】

研究会に提示した様式及びこれまでの研究会の議論を踏まえ、「申出者の氏名・住所」、「利用目的」、「統計作成の具体的な作業内容」等を記載した申請書の提出を求める方向で更に検討を進める。

## 【成果の公表】

オーダーメイドの委託を行った者は、成果を公表しなければならないこととする方向で検討

## 主な論点等

学術研究の発展に資すると認められる場合及び高等教育の発展に資すると認められる場合だけでよいか。(オーダーメイド集計は匿名データと異なることから、例えば「学術研究を行う者への統計の提供」などの目的を認めることなどはどうか)

# 法第36条関係

## (匿名データの提供)

第三十六条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

## 【利用を認める目的】

これまでの議論を踏まえ、学術研究の発展に資すると認める場合及び高等教育の発展に資すると認める場合とする方向で更に検討を進める。

## 【利用の手続き】

研究会に提示した様式及びこれまでの研究会の議論を踏まえ「申出者の氏名・住所」、「利用目的」、「提供を求める匿名データの名称」、「匿名データの利用期間」、「匿名データの管理方法」、「匿名データの提供を受ける方法」等を記載した申請書の提出を求める方向で更に検討を進める。

## 【成果の公表】

匿名データの提供を受けた者は、成果を公表しなければならないこととする方向で検討

## 主な論点等

公表を持って公益性の担保を図ることとしているが、研究プロジェクトの打ち切り、データによって仮説が証明できない場合など特別の事情により成果が出ない場合、どのような対応とするか。(34条も共通の問題あり)

# (参考) 研究を行う者への統計の提供のイメージ

